

①地域医療への理解・協力について

- 1 目的 診療所の新規開設手続きに当たり、本計画に記載された二次保健医療圏ごとの外来医療機能の状況について、新規開設予定者の理解を深め、必要に応じて行動変容を促す。
- 2 対象 新規に診療所（※ 歯科診療所を除く）を開設することを予定している方
- 3 手続き 新規開設予定者から提出された意向確認書類については、開設場所が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」へ情報提供し、確認を行う。
また、「地域医療の充実に向けた、可能な範囲で協力・貢献すること」に合意いただけない新規開設予定者には、同会議へ出席し地域医療における課題解決に向け発言を依頼する場合がある。

令和5年12月から令和6年5月末までに提出のあった全117医療機関から、地域医療への理解・協力について合意が得られた。

②医療機器の共同利用計画について

- 1 目的 効率的な医療提供体制の構築に向けて、医療機器の共同利用による効率的な活用を求める。
- 2 対象 下記の医療機器を設置・更新する病院及び診療所（※歯科診療所を除く）

【対象医療機器】

①CT ②MRI ③PET（PET-CT含む）
 ④放射線治療装置（リニアック・ガンマナイフ等） ⑤マンモグラフィ
- 3 手続き 提出された共同利用計画書については、開設場所が含まれる圏域の「地域医療構想調整会議」へ情報提供し、確認を行う。

令和5年12月から令和6年5月末までに5医療機関から共同利用計画書が提出された。



両手続きともに、令和6年度第1回地域医療構想調整会議において提出状況の報告を行った。